

東京都糖尿病医療連携推進事業実施要綱

平成 20 年 11 月 27 日付 20 福保医政第 1021 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日付 29 福保医政第 2414 号

第 1 目的

東京都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、都内での糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげることを目的とする。

第 2 事業内容

- (1) 糖尿病治療に係る医療資源の調査及び把握
- (2) 医療機関相互の連携の促進
- (3) 糖尿病性腎症重症化予防を含む糖尿病の合併症予防等の総合的な取組
- (4) 糖尿病対策に係る普及啓発活動
- (5) 当事業に係る指標の設定・検証
- (6) その他、糖尿病医療連携体制の構築について必要な事業

第 3 東京都糖尿病医療連携協議会の設置

当事業について、東京都全域で統一的に定めるべき事項、広域的に対応すべき事項を協議するため、東京都糖尿病医療連携協議会を設置する。

第 4 糖尿病医療連携圏域別検討会の設置

当事業について、地域において検討すべき事項を取り扱うために、原則として、東京都保健医療計画で定める二次保健医療圏を単位とした、糖尿病医療連携圏域別検討会を設置する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 27 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東京都糖尿病医療連携協議会設置要綱

平成20年11月27日付20福保医政第1021号
改正 平成24年3月30日付23福保医政第1983号
改正 平成25年3月7日付24福保医政第1897号
改正 平成30年3月30日付29福保医政第2414号
改正 令和5年6月30日付5福保医政第647号

第1 趣旨

東京都糖尿病医療連携推進事業実施要綱（平成20年11月27日付20福保医政第1021号）の定めるところにより、東京都糖尿病医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 協議事項

協議会は前項の趣旨に従い、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 糖尿病治療に係る医療資源の調査及び把握
- (2) 糖尿病医療連携に資するツールの活用促進
- (3) 「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の運用
- (4) 糖尿病性腎症重症化予防を含む糖尿病の合併症予防等の総合的な取組
- (5) 都民及び医療従事者に対する糖尿病対策に係る普及啓発活動
- (6) 糖尿病医療連携に係る評価検証
- (7) 各糖尿病医療連携圏域別検討会との連携、支援
- (8) その他、糖尿病医療連携体制の構築について、全都的な対応が必要な事項

第3 協議会委員の構成

学識経験者、各糖尿病医療連携圏域別検討会を代表する者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、東京都栄養士会、行政機関職員、その他関係団体等で保健医療局長が必要と認める者から構成する。

なお、各糖尿病医療連携圏域別検討会を代表する者の委員については、圏域別検討会事務局業務を都から受託している病院等の当該事務局の管理者又は統括責任者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、東京都栄養士会の委員については、各団体において糖尿病医療分野を担当する役員、その他の関係団体のうち東京都糖尿病協会、東京都保険者協議会の委員については、各団体において糖尿病医療分野を担当する役員とする。

第4 委員の任期

委員の任期は2年とする。

なお、再任は妨げないものとし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長

協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が第3に掲げる者のうちから指名する者が代理

する。

第6 部会

- 1 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員又は会長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

第7 部会長

- 1 部会には部会長を置く。
- 2 部会長は、会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を統括するとともに、部会における協議結果を会長に報告する。

第8 招集等

- 1 協議会及び部会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第9 会議の公開等

- 1 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第10 庶務

協議会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

第11 委員等への謝礼の支払

- 1 第3及び第6の2に掲げる委員並びに第8の2に掲げる者の協議会及び部会への出席に対しては、謝礼を支払うこととする。
- 2 月の初日から末日までに開催した協議会及び部会への出席に対する謝礼は、その総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和 5 年 6 月 30 日までの間、第 3 及び第 10 中「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。

糖尿病医療連携圏域別検討会設置要綱

平成20年11月27日付20福保医政第1021号
改正 平成24年3月30日付23福保医政第1983号
改正 平成25年3月7日付24福保医政第1897号
改正 平成30年3月30日付29福保医政第2414号

第1 目的

地域の実状に即した糖尿病医療連携体制を構築するため、東京都糖尿病医療連携推進事業実施要綱（平成20年11月27日付20福保医政第1021号）の定めるところにより、原則、二次保健医療圏の単位に、糖尿病医療連携圏域別検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討事項

検討会は前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 圏域内での糖尿病治療に係る医療資源の調査及び把握
- (2) 糖尿病医療連携に資する医療機関リストの作成・周知
- (3) 糖尿病医療連携に資するツールの活用促進
- (4) 「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度に係る取組
- (5) 糖尿病性腎症重症化予防を含む糖尿病の合併症予防等の総合的な取組
- (6) 地域の住民及び医療従事者に対する糖尿病対策に係る普及啓発活動
- (7) その他、糖尿病医療連携体制の構築について、地域の特性に応じた対応が必要な事項

第3 検討会委員の構成

地域の中核病院、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、地区栄養士会、区市町村、その他関係機関等に所属する者から構成する。

第4 検討会の運営方法

原則として、各二次保健医療圏内の糖尿病医療連携において中核的な役割を担う病院等に事務局業務を委託して運営する。

第5 経費の負担

委託を受けた病院がこの要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と病院等の間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

第6 補足

- 1 委託を受けた病院等は、この事業の実施に当たり、地区医師会及び関係機関と密接な連携と協力のもとに実施するものとする。
- 2 委託を受けた病院等は別に定めるところにより、事業の実施状況等を都に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。